平成２５年（フ）第４４０号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北１丁目２番６号
債務者　おそうじ隊Ｍｒ．アスリードこと　梅田　好信
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝岡　直美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月14日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１９４号
長野県安曇野市明科中川手153番地２
債務者　若井　徳幸（旧姓小野）
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙野尾三穂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３５５号
福井市網戸瀬町第18号40番地２
債務者　竹内　保造
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月８日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５２号
佐賀県佐賀市兵庫南２丁目11番25号　パークサイド南102号
債務者　エンジェルクロスこと　内藤　礼奈
１　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福島　和代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月27日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７１号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目１番５―307号
債務者　石田　和雄
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西部　智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７３号
兵庫県西宮市津門呉羽町２番15―303号、前の住所兵庫県西宮市今津水波町７―25―101
債務者　川村　精一
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７４号
兵庫県尼崎市東大物町１丁目５番17号　パールハイツ203号、前住所兵庫県西宮市鳴尾町４丁目４番20―601号
債務者　山下　兼春
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月11日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２８８号
京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリード醍醐111号
債務者　富田製作所こと　富田　治人
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日下部和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８９号
京都市伏見区醍醐中山町25番地５　エスリード醍醐111号
債務者　富田くみ子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　日下部和弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
岐阜県本巣郡北方町芝原中町６丁目１番地
債務者　黒川　治久
１　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神谷　慎一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年３月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１５２号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口330番地の５
債務者　奥原　光博
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２１１号
山形市大野目３丁目３番46―５号
債務者　田中　　豊
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　　元
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時50分
５　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２２号
山形市飯塚町1353番地１　２―103号　県営飯塚住宅２
債務者　赤崎　貴彦
１　決定年月日時　平成25年12月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　外塚　　功
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
山形地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２７号
北海道苫小牧市若草町５丁目12番12―204号
債務者　村上勢津子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４２号
北海道苫小牧市明野新町５丁目６番18号
債務者　石川　麻衣
１　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４５号
北海道苫小牧市北栄町３丁目20番地の16　エルマーナＲ201号
債務者　堀田さゆり
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１４６号
北海道苫小牧市宮前町２丁目８番３―108号
債務者　小林　　誠
１　決定年月日時　平成25年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部